

新事業創出・食品産業課題解決対策事業のうち
国際標準添加物の利用促進事業

【令和4年度予算概算決定額 5（－）百万円】

＜対策のポイント＞

本年5月「農林水産物・食品の輸出拡大実行戦略フォローアップ」において、加工食品の輸出を促進するため、輸出先国で認められた食品添加物の使用への転換が対策として示されました。加工食品に含まれる着色料、品質改良剤、甘味料等は、日本では既存添加物として認められているものであっても、海外では認められていないケースがあります。本事業では、これら添加物及び、世界的に規制が強まりつつあり、その対応が喫緊の課題となっている部分水素添加油脂やトランス脂肪酸について海外規制の整理や代替品の開発を支援します。

＜事業目標＞

農林水産物・食品の輸出額拡大（2兆円〔2025年まで〕、5兆円〔2030年まで〕）

＜事業の内容＞

食品添加物、トランス脂肪酸等の国内外の規制の整理等

- ＜支援対象の取組＞
- ・食品添加物の国内外の規制や特許の整理
 - ・トランス脂肪酸に関する現状・調査研究の整理
 - ・海外で規制される食品添加物や代替品の整理
 - ・食品添加物のリスク管理・評価の勉強会や研修会の開催
 - ・本事業の成果発表
 - ・海外で規制される部分添加油脂、品質改良剤、甘味料等の代替品の開発
 - ・代替品の評価
 - ・代替品を使用した商品の開発

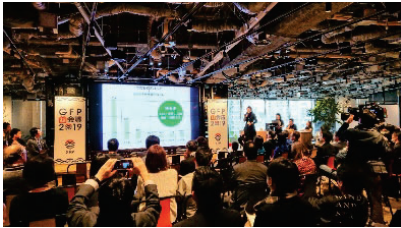
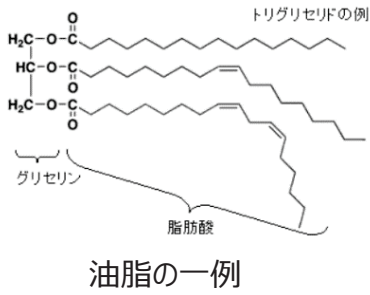
＜事業の流れ＞



定額

＜事業イメージ＞

食品添加物やトランス脂肪酸等の国内外の規制の整理



食品添加物の研修会・勉強会



代替品やトランス脂肪酸の低減化油脂の開発等

【お問い合わせ先】 大臣官房新事業・食品産業部食品製造課 （03-6744-2068）